

1. 国際バラとガーデニングショウ奨励賞受賞

当社は、5月に開催された「第14回国際バラとガーデニングショウ」に出展し奨励賞を受賞しました。奨励賞受賞は2回目になります。

テーマは「五感で感じる庭」。人間の五感を満たすと言われる古代エジプトの庭をモチーフに、食べ物があり、水の音、生物の呼吸、花の色と香りを感じられるオアシスを演出しました。

この受賞を励みにお客様のニーズに最適な庭をご提案出来るよう、今後も取り組んでまいります。

作品概要	
作品名	ナイルの賜物(たまもの)
バラの種類	エバーゴールド、レオナルド・ダ・ヴィンチ、サマースノー
主な演出	・野菜を使った植栽 ・生物が集まる豊かな水辺 ・風のそよぎ、花の色と香り



【 作品 前 景 】



【 野菜 を 使 っ た 植 栽 】



【 生物 が 集 ま る 豊 かな 水 辺 】

2. 水質汚濁防止法の改正

改正水質汚濁防止法が6月1日から施行されました。有害物質による地下水の汚染を未然に防止することが目的で、有害物質の貯蔵・使用特定施設の設置者に対する届出義務等が定められました。

詳細は環境省のホームページをご覧ください。

◇URLはこちら↓

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

改正法の概要

- 届出の義務化
 - 有害物質貯蔵施設
 - 公共用水域以外に排水する有害物質使用特定施設
- 有害物質の貯蔵・使用特定施設の構造基準を設定
- 有害物質貯蔵・使用特定施設の点検と記録保存
 - 定期点検記録(3年間・義務)
 - 異常発生時の発生、措置内容記録(3年間・努力義務)

3. 工場立地法施行令等の改正

工場立地法施行令が改正され、これまでの水力発電と地熱発電施設に加えて、太陽光発電施設が工場立地法第6条の設置届出の対象施設から除外されました。

また同法施行規則の改正では、自家発電用だけでなく、売電用の太陽光発電施設も環境施設として位置づけられました。

◇改正の詳細は経済産業省のホームページをご覧ください。
URLはこちら↓

・施行令(6月1日施行)

<http://www.meti.go.jp/press/2012/05/20120529001/20120529001.html>

・施行規則(6月15日施行)

<http://www.meti.go.jp/press/2012/06/20120615002/20120615002.html>

4. 小型家電実証実験の経過

日立福祉リサイクルセンターでは、4月から日立市の委託を受け、小型家電リサイクルの実証実験を行っています。

6月までの3ヶ月間で6460kgを解体・分別し、そのうちの97%がリサイクルされました。

種類ごとの処理量	
小型家電の種類	処理量
電子レンジ	802
掃除機	802
プリンター	659
ゲーム機	577
アダプター	739
その他	2,881
合計	6,460

月別処理量	
月	処理量
4月	1,350
5月	2,293
6月	2,817
合計	6,460

単位:kg

5. ビジネスパートナー情報交換会

6月22日に当社ひたちなか支社において、環境事業本部の「ビジネスパートナー情報交換会」を開催しました。

出席された協力会社25社38名にコンプライアンス実践や安全管理の取り組み等を説明したほか、特に当社の環境事業にご協力いただいた3社に感謝状を贈らせていただきました。

懇親会では協力会社の方々とコミュニケーションを深めるとともに、貴重な情報交換の場となりました。



【 情 報 交 換 会 の 様 子 】

【ニュースに関するお問合せ】

日和サービス株式会社 カスタマーサービスセンターまで
担当：高部(080-5984-7983)、久保(090-8172-3420)
E-mail: cs-center@nichiwa-hitachi.co.jp

【営業窓口】

日立営業所(080-5926-4377)
ひたちなか営業所(029-274-6380)